

**令和3年度  
新型コロナウイルス感染症対応 緊急募集**

**奨学金の貸付けを希望される皆さんへ**

広島県高等学校等奨学金奨学生応募手続案内

(修学奨学金)

広島県教育委員会

広島県高等学校等奨学金は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、修学上必要な学資金の一部を貸し付ける制度です。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した生徒（保護者が休業、離職、会社の倒産・売上の減少等したことにより収入が著しく減少し修学が困難となった生徒及び一時的に支出が増大した生徒等）を対象に、新型コロナウイルス感染症対応緊急募集を行います。

※ 奨学金を既に受給されている方であっても、家計急変の要件を満たす場合には、未受給の奨学金について一括貸付けの特例を適用できる場合がありますので、希望される方は、県教育委員会に相談してください。

奨学金は生徒本人に貸し付け、生徒本人が償還することになります。奨学金の貸付けを希望される方は、奨学金の申請条件、償還方法等を十分御理解の上、申請を行ってください。

なお、申請書や添付書類は、必ず学校の定める期限までに提出してください。

## 修学奨学金制度の概要（緊急募集）

### 貸付額（月額）

区分	自宅通学	自宅外通学	貸付利息
国・公立	18,000円	23,000円	無利息
私立	30,000円	35,000円	

- ◆ 自宅外通学とは、申請日現在において、自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している者をいい、申請者が希望した場合にのみ適用します。

### 要件

次の要件のすべてを満たす者が対象となります。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学していること。
  - ◆ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

- (2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。

- (3) 次の要件のいずれかに該当すること。

ア 申請者が属する世帯の父、母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「父母等」という。詳細は下記（注）参照。）が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業、離職、会社の倒産・売上の減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、修学が困難となったこと。

（注） 父、母又はこれに代わって家計を支えている者（父母等）とは、次のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父又は母の双方又はいずれか
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母のみ
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ又はいずれか1人）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に支出が増大したこと。(例：オンライン学習等に対応するためのパソコン購入など)

ただし、経済的理由により修学が困難である者と同程度の経済状況である者が対象となります。

◆ 「経済的理由により修学が困難」とは、次のいずれかに該当することをいいます。

ア 申請者が生活保護法に基づく保護を受けている者の世帯に属していること。

イ 申請者が属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」がそれぞれ市町村民税を非課税又は減免とされた者であること。

ウ 申請者の属する世帯の「父と母双方、又はこれに代わって家計を支えている者」の年間の全収入額が、収入基準額（別に定める額）(※) 以下であること。

(※) 収入基準額は、申請者ごとに計算されるため、家族構成等で異なります。次表に示す収入基準額はあくまで目安であり、収入総額等が、目安を下回る場合でも基準外となること、目安を上回る場合でも基準内となることがあります。

【収入基準額の目安（給与収入のみの場合）】 … 収入総額

区分	3人世帯 (父・母・本人)	4人世帯 (父・母・本人・中学生)	5人世帯 (父・母・本人・ 中学生・小学生)
収入基準額	576万円	665万円	730万円

【収入基準額の目安（事業所得のみの場合）】 … 所得額

区分	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入基準額	229万円	291万円	337万円

(4) 学習状況が良好であること。

◆ 「学習状況が良好であること」とは、次のいずれにも該当することをいいます。

① 性行不良でないこと。(生徒指導上の問題行動がないこと。)

② 学習意欲があると認められること。

(5) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

◆ 「その他同種の資金」とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金、②生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費、③広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金及び④特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費をいいます。

◆ 上記独立行政法人日本学生支援機構奨学金等との併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

## 募 集 時 期

令和3年4月1日から令和4年2月28日（月）まで

※ 令和4年2月28日は、学校から教育委員会への提出期限です。

## 貸 付 期 間

貸付始期は、原則として家計急変の事由が生じた月以降で申請者が希望する月とします。ただし、家計急変の事由が令和3年3月以前に生じたものである場合の貸付けの始期は、令和3年4月以降で、申請者が希望する月とします。また、令和3年10月以降に申請された場合の貸付けの始期は、最大で令和3年10月としますので、家計急変の事由が生じた場合は、速やかに申請してください。

貸付期間は、上記貸付始期から在学する高等学校等の修業年限の終わる月までとします。(毎年4月に現況報告を提出していただき、貸付けの要件を満たしていることを確認します。)

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り、又は休止することがあります。

◆ 次のいずれかに該当する場合は奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。

- ア 奨学生の資格要件のいずれかに該当しなくなった場合
- イ 奨学金の貸付けを辞退した場合
- ウ 不正な手続きにより貸付けを受けた場合
- エ 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合 など

◆ 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、貸付けを休止します。

## 奨 学 金 の 交 付

口座振替の方法によって、原則、毎月20日に当月分を交付します。

ただし、本人の希望により複数月分(最大令和4年3月分まで)を一括で貸付けることができます。

※令和3年10月以降に申請された場合は、最大で令和3年10月から令和4年3月までとなります。

## 償 還 方 法 等

奨学金の貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6か月を経過したのち、償還を行っていただきます。

### (1) 償還期間

6か月の据置期間が経過した後、貸付けを受けた奨学金の総額(以下「貸付総額」という。)を、次表左欄に掲げる貸付総額の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる年間償還基準額で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、その数が1未満であるときは、これを1年とする。)に相当する年数の範囲内で償還を行っていただきます。

貸 付 総 額	年間償還基準額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超える場合	総額の10分の1

(2) 償還方法

月賦，半年賦，年賦又は一括の方法を選択することができます。

また，預金口座からの自動引落となります。

なお，次のとおり，申請により，償還を猶予し，又は償還金の全部又は一部を免除することがあります。

◆ 償還を猶予できる場合は，次のとおりです。

- ・ 災害による損害，長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- ・ 高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ・ 失業中のとき など

◆ 償還金の全部又は一部を免除できる場合は，次のとおりです。

- ・ 借受者（奨学金の貸付けを受けた者）が死亡したとき
- ・ 借受者が心身の障害により，労働能力を喪失し，又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき など

- 償還いただくお金は，次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 本県では，奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため，奨学金の償還が滞った場合は，借受者本人や連帯保証人へ委託した業者から督促等の連絡を行うこととなります。
- 奨学金の償還を怠ったときは，貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただくこともあります。未納が続く場合は，奨学生本人と保証人（2名）に対し，法的措置（裁判所への支払督促申立等）を実施します。

## 奨学金の申請手続等

### 申請方法・期限等

奨学金の申請に関する手続は、すべて学校を通じて行ってください。

申請を行う場合は、所定の申請書等を学校に提出してください。

なお、提出いただいた申請書等に不備や疑義の生じる内容がある場合は、県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等をさせていただき、書類の差替えや追加提出をお願いすることがあります。申請書や提出書類の不備が修正されない場合は、選考の対象外になることがあります。

### 申請時提出書類

#### 1 広島県高等学校等奨学金貸付申請書（修学奨学金用）

記載例を参考に、黒のボールペン等の消えない筆記具で漏れなく記入してください。

消える筆記具で記入していることが分かった場合は、書き直しとなります。訂正をする場合は、訂正印を押印してください。訂正印は、書類に押印している印鑑と同一のものとしてください。修正ペン・修正テープ等での修正は、行わないでください。

#### 2 作文

テーマは「学校生活の目標」です。原稿用紙（600字）は、学校で配付するものを使用し、500字以上は書いてください。

※ 申請書の提出時に間に合わない場合は、事後（申請から概ね1か月以内に）提出してください。

#### 3 家計急変の状況を証明する書類（家計急変の要因となった父母等に係る次の書類）

次表の左欄の該当するものについて、右欄に掲げる書類を提出してください。

区 分	提 出 書 類
① 休業等で収入が減少した場合	減少する前の給与明細書と減少後の給与明細書
② 離職した場合（雇用契約が打ち切られた場合等を含む）	離職票など（離職したことがわかる書類）
③ 売り上げが減少した場合	申立書（売上げが大幅に減少したことを申し立てる書類（様式任意。父母等が作成。））
④ 会社が倒産した場合	申立書（会社が倒産したことを申し立てる書類（様式任意。父母等が作成。））
⑤ 一時的に支出が増大した場合	申立書（支出が増大した要因（内容）を申し立てる書類（様式任意。父母等が作成。））
⑥ その他（①から⑤以外）	家計急変したことがわかる書類

#### 4 父母等の所得課税証明書（申請時に取得できる最新のもの）

所得課税証明書は、父母が共にいる場合は父母両方分、父母のいずれか一方しかいない場合は当該の父又は母のみ、父母いずれもいない場合は父母に代わって申請者の生計を維持する者（2人いれば2人それぞれ）分を提出してください。

#### 5 複数月貸付申出書（複数月の一括貸付けを希望する場合のみ）

#### 6 次表の左欄に該当する場合、右欄に掲げる書類

区 分	提出が必要な書類
同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者がいる場合	当該者の住民票の写し（マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合（二世帯住宅の祖父母等）	① それぞれの保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり、マイナンバー及び本籍地の記載のないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

奨学金の貸付けの申請に係る住所等の確認について、条例により平成19年4月1日から「住民基本台帳ネットワークシステム」による本人確認情報を利用する事務として定められました。これにより、広島県内に住所を有している者については、「住民基本台帳ネットワークシステム」により、住所等の確認を行いますので、「住民票の写し等」の提出は不要です。

ただし、同一世帯員（同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者）で広島県外に住所を有している者については、「住民票の写し等」の提出が必要です。

### 保証人について

申請者は、申請に当たり、広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人を2人立てていただく必要があります。

この保証人は、奨学金の貸付けを受けた方と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。申請者は保証人に対し、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明しておいてください。

なお、保証人としての正式な登録は、奨学生として決定後に提出いただく誓約書により行います。

- ◆ 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください。（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）
- ◆ 誓約書には、保証人2名の署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

## 貸付決定等について

県教育委員会において、提出された申請書等を審査の上、随時、奨学生を決定します。  
奨学生を決定した場合は、学校を通じて貸付決定通知書又は貸付不承認決定通知書を送付します。  
また、奨学生として決定された者は、速やかに学校を経由して次の書類を提出してください。

### ○ 誓約書（様式第5号）

#### 【添付書類】

- ・ 印鑑登録証明書
- ・ やむを得ない事情により広島県外に住所を有する者が保証人となる場合、広島県外に住所を有する者を保証人とする理由書（任意様式）

### ○ 広島県高等学校等奨学金預金口座振替依頼書（奨学生本人の名義の口座であることが必要です。）

広島県高等学校等奨学金の申請手続等について、不明な点がありましたら、学校又は下記までお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 企画調整係

電話 (082) 513-4996 (開庁日 9:00~17:00)

メールアドレス [kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp)

(メールでお問い合わせの際は、件名を「コロナ奨学金」としてください。)





複数月分の一括貸付けを希望する場合に提出してください。

記入例

複数月貸付申出書

令和 3年 4月 23日

広島県教育委員会 様

申請者	住所	〒730-0011 広島市中区基町9-42	
	氏名	奨学 秋二	印 奨学
	学校名	広島県立〇〇高等学校	

広島県から支出される奨学金について、次のとおり修学上必要ですので、複数月分（ 8 か月分）の一括貸付けを希望します。

【複数月一括貸付けの使途】

費 目	金 額
オンライン学習のためのパソコン購入代	58,000円
教科書購入代	27,000円
学習塾費4, 5月分	19,000円
部活動費用（ユニフォーム購入代等）	27,000円
	円
	→ 131,000円

【複数月一括貸付けの使途】は、修学上必要な学資金で、一括貸付けを希望する額の根拠となる使途を記入してください。一括貸付けが必要な月数の計算については、計算例を参考にしてください。なお、領収書等の添付は不要です。

計算例（記入例の場合）

公立・自宅通学 月額 18,000円

一括貸付けの使途の合計 131,000円

131,000円（使途合計）÷18,000円（貸付月額）～7.27…

このため、8か月分の複数月分一括貸付けを希望する。

参考【貸付額（月額）】

区 分	自宅通学	自宅外通学
国・公立	18,000円	23,000円
私 立	30,000円	35,000円

12か月分（令和4年3月分

については、希望する月分の一、御留意ください。